

## ロシアでの模倣対策として ユーラシア連合商標制度を利用する



著者：Vladimir Biriulin<sup>1</sup>

編者：黒瀬 雅志<sup>2</sup>

「ユーラシア経済連合における商標、サービスマーク及び地理的表示に関する協定」（ユーラシア連合商標協定）の草案が公表され、2018年に発効する予定である。ロシアを含むユーラシア経済連合加盟国間においては、国境での税関検査が行われないことから、ロシアで模倣対策を行うためには、ロシア税関だけではなく、加盟国すべての税関での水際対策を取らなければ効果が上がらない。現在は、すべての加盟国に個別の商標登録出願手続きをとる必要があるが、ユーラシア連合商標制度が施行された場合には、1つの商標出願手続きにより、加盟国のすべてで効力を有する商標登録を行うことが出来るようになる。ユーラシア連合商標制度は、近いうちに運用の開始が予定されている統一税関登録簿を効果的に活用する上でもメリットがある。

### 【ユーラシア連合商標協定草案の公表】

「ユーラシア経済連合における商標、サービスマーク及び地理的表示に関する協定」（ユーラシア連合商標協定）の草案<sup>3</sup>が公表された<sup>4</sup>。今後、ユーラシア経済連合加盟国で批准されることにより、2018年には発効する予定である。ユーラシア連合商標制度は、欧州連合商標制度のように、統一的に審査・登録を行う欧州連合知財庁（EUIPO）に相当する独立した機関を有さず、各加盟国がそれぞれ独自の実体審査を行うという特徴がある。この意味で、同じくユーラシア経済連合において運用されているユーラシア特許制度とも異なる。

1 ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

2 日本弁理士 Gorodissky & Partnersウラジオストク事務所顧問 ロシアの知的財産専門家が執筆した論文を、黒瀬が日本の読者向けに編集し、最近のロシア知財実務の動向を報告する。

3 The Draft Agreement on Trademarks, Service Marks and Appellation of Origin of the Eurasian Economic Union

4 2017年2月2日ロシア政府公表

## ユーラシア経済連合（EAEU : Eurasian Economic Union）

ロシアを中心とし、旧ソ連構成国で形成された統一経済圏。2015年1月1日に発足した。現在、ロシア連邦、カザフスタン共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国、ベラルーシ共和国の5か国が加盟している。これら5か国間では、財、サービス、資本、労働力の移動が自由化され、経済政策の協調、知財法体系の調和、分野ごとの市場統合が進められている。



EAEU域内では、各国共通の通関規則を定める「関税基本法」が施行され、国境での税関検査や動植物検疫が撤廃されている。また、各国の税関で効力を有する「統一税関登録簿」の準備が進められている。

EAEU域内では、商品が自由に流通することになるため、加盟国すべてにおいて商標登録など、知財権の登録が必要となる。また、近いうちに運用が開始される予定の「統一税関登録簿」に商標登録を行うためには、EAEU加盟国すべてにおいて商標登録を行うことが求められる。

\*ユーラシア経済連合の英訳として、EEU, EAUと略称されているものもあるが、Eurasiaはヨーロッパ（Europe）とアジアを合わせた領域を示す造語であることから、EAと略称されることが多く、EAEUが適訳ではないかと思われる。

\*ユーラシア連合商標（Eurasian Union Trademark）は、本稿ではEAU TMと略称したが、ニュースレターなどでは、EA TM, Union TM, CES TMと略称されているものもある。CESはCommon Economic Spaceの略

## 【出願・審査手続き】

ユーラシア連合商標制度においては、統一的に審査・登録を行う独立した商標庁を設立せず、EAEU加盟国の商標庁<sup>5</sup>が、それぞれ自国の法律に基づき独自の実体審査を行うという特徴がある。

### 1. 商標出願手続き

商標所有者は、EAEU加盟国のいずれの国の商標庁でも出願することが出来る。商標出願を受

---

5 独立した商標庁ではなく、特許庁内の商標部門を指す。ロシアでは、ロスパテントが、出願を受理し、審査する。

理した商標庁は「出願庁」(Office of Filling)となり、ユーラシア連合商標(EAU TM)を登録するまで、出願人に対する窓口としての役割を担う。

商標出願は、いずれの国で出願する場合でもロシア語により行われる。また、出願料は、出願庁で定められた金額が、出願庁に支払われる。

## 2. 商標出願審査

商標出願を受理した出願庁において方式審査がなされる。方式審査がなされた商標出願は、出願庁から各加盟国の商標庁に送付され、各加盟国の商標庁において実体審査が行われる。この実体審査は、各国の独自の法律に基づき行われる。また、ユーラシア連合商標の審査は、欧州連合商標と異なり、絶対的拒絶理由だけではなく相対的拒絶理由についても行われる。なお、実体審査においては、ロシア語ではなく各国の言語が用いられる。

## 3. 付与前異議申し立て

方式審査がなされた商標出願は、ユーラシア経済委員会<sup>6</sup>の管理する公式サイトで公開され、公開から3か月間、第三者は異議申し立てを行うことが出来る。異議申立書は、出願庁に対して提出し、出願庁はこの異議申立書を各加盟国の商標庁に送付する。各加盟国の商標庁は、異議申立理由についても、各国の独自の法律に基づき審査を行う。

## 4. 商標登録

各加盟国の商標庁は、その審査結果を出願庁に送る。各加盟国のすべての商標庁から登録を許可する旨の通知があった場合、出願庁は出願人に登録許可通知を行い、登録料の支払いを求める。

登録料の支払いがなされた場合、出願庁は登録の決定を行い、その商標をEAEU統一商標登録簿<sup>7</sup>に記入する。EAEU統一商標登録簿に記入されることにより、各加盟国において、当該商標が、出願日から10年間保護される。

## 5. 出願拒絶理由通知への対応

各加盟国のいずれかの商標庁が、出願庁に出願拒絶理由通知を送付した場合、出願庁はこの通知を出願人に送付し、不服申し立てを行う機会を与える。出願人は、その拒絶理由通知を発行した国の商標庁に対し意見書を提出することが出来る。

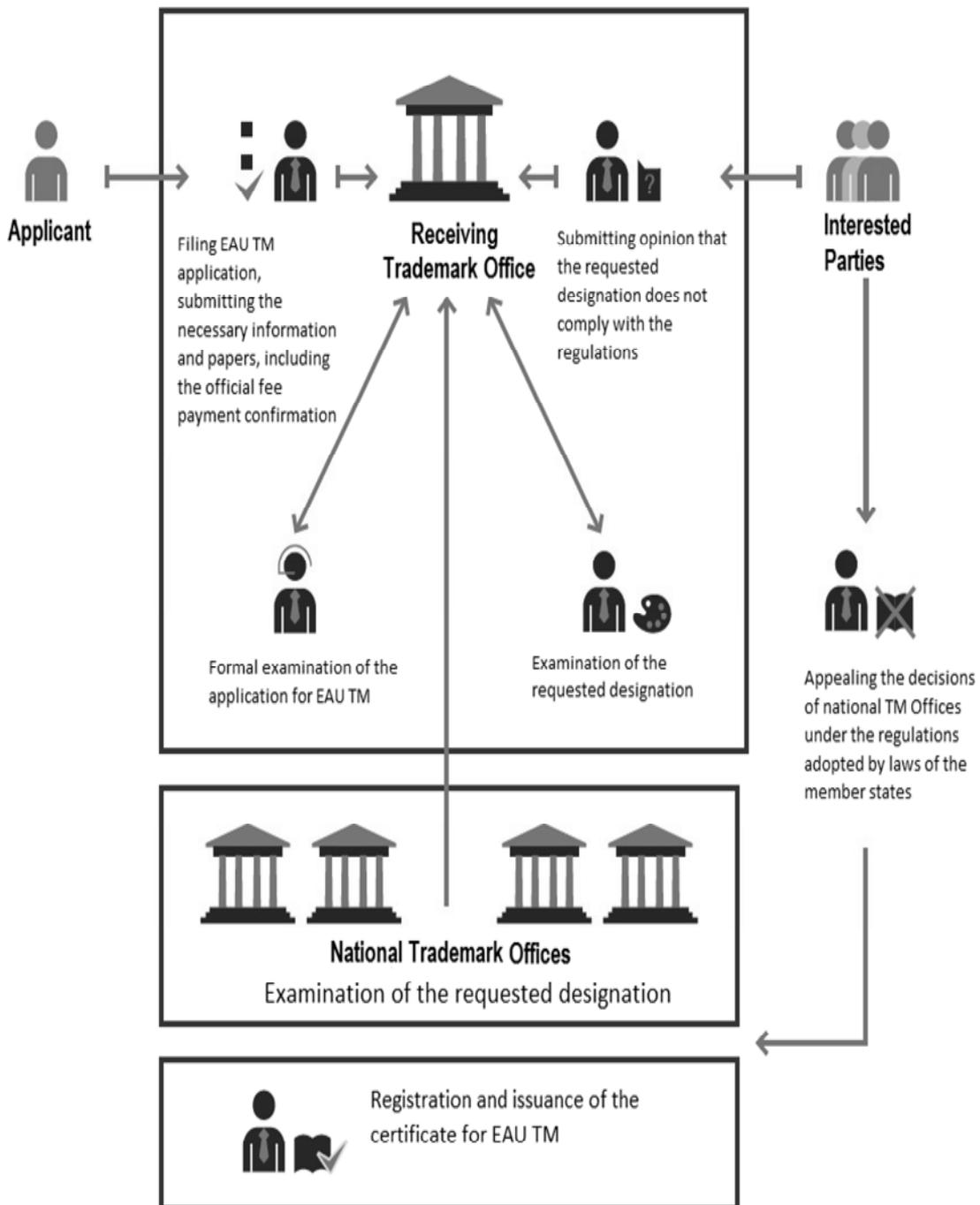
意見書の提出、指定商品の減縮補正を行っても、拒絶理由が解消しない場合には、出願庁はユーラシア連合商標出願を拒絶する。

---

6 EAEUの恒久的な超国家的統治機関

7 EAEU統一商標登録簿は、ユーラシア経済委員会が管理する。

## TRADEMARK REGISTRATION PROCEDURE IN EAU



### 6. 国内商標登録（National Registration）への変更

いずれかの加盟国で拒絶理由が解消しない場合、その国の出願を放棄し、許可通知が出されている国に限定した登録に変更することが認められる。この変更手続きにおいては、もとのユーラシア連合商標出願の優先日が維持される。

この国内商標登録への変更は、商標登録後においても可能である。ユーラシア連合商標制度においては、登録されたユーラシア連合商標に対して、登録無効の申し立てをすることが出来る。

この無効申立により、いずれかの加盟国での商標登録が無効となった場合には、登録が有効であると判断されている加盟国の国内商標登録に変更することが可能である。

## 7. 国内商標出願からの変更

ユーラシア連合商標協定によれば、商標出願人は、出願中の国内商標出願をユーラシア連合商標出願に変更することが出来る。例えば、ロシア商標出願を、出願の途中で、優先日を維持しながらユーラシア連合商標出願に変更することができる。

## 8. 出願の更新

ユーラシア連合商標登録は、出願日から10年間有効であり、10年ごと更新することが出来る。更新手続きは、出願庁に対して行い、この場合、それぞれの加盟国で定められた更新料を支払わなければならない。

## 【ユーラシア連合商標登録の効力】

ユーラシア連合商標権は、各加盟国の法律に基づき保護される。すなわち、商標権の侵害に対しては、各国の法律に基づき処罰され、各国の国内商標権侵害と同等の罰則が適用される。

3年間継続して使用されない場合には<sup>8</sup>、不使用を理由に取り消すことが出来る。ただし、商標の使用は、EAEU加盟国の少なくとも1か国での使用がなされていれば足りるので、ロシアでの模倣品対策のためにユーラシア連合商標登録を行い、ロシアのみで商標を使用しているような場合でも、登録を維持することが出来る。

## 【ユーラシア連合商標登録のメリット】

ユーラシア経済連合加盟国間においては、国境での税関検査が行われないことから、ロシアで模倣対策を行うためには、ロシア税関だけではなく、加盟国すべての税関での水際対策を取らなければならない効果が上がらない。

税関での水際対策の効果を上げるためには、税関に商標を登録することが望ましい。その前提として、EAEU加盟国のすべてに商標登録を行うことが必要となるが、ユーラシア連合商標制度を利用すれば、商標登録を加盟国ごとに行う場合に比べ、以下のようなメリットがある。

- 1) 一つの出願で、すべての加盟国への商標登録ができるので、出願手続きが簡易であり、コストも安くなる。
- 2) 出願料、登録料の支払いを一つの国の商標庁を通じて行うことができ、手続きの簡素化を図ることができる。
- 3) 商標権の更新手続き、証明書の発行などを、一つの国の商標庁を通じて行うことができ、登録商標の管理が容易となる。
- 4) 統一税関登録簿を用いて税関に商標登録を行う場合、ユーラシア連合商標登録の証明書を提出するだけでよく、手続きが容易である。
- 5) 加盟国のいずれか1か国での使用証拠があれば、不使用によるユーラシア連合商標登録の

---

8 アルメニアは、現在、取消要件となる不使用期間は5年とされているので、3年に法改正されると思われる。

取り消しを免れることが出来る。

## 【国内商標登録制度の並存】

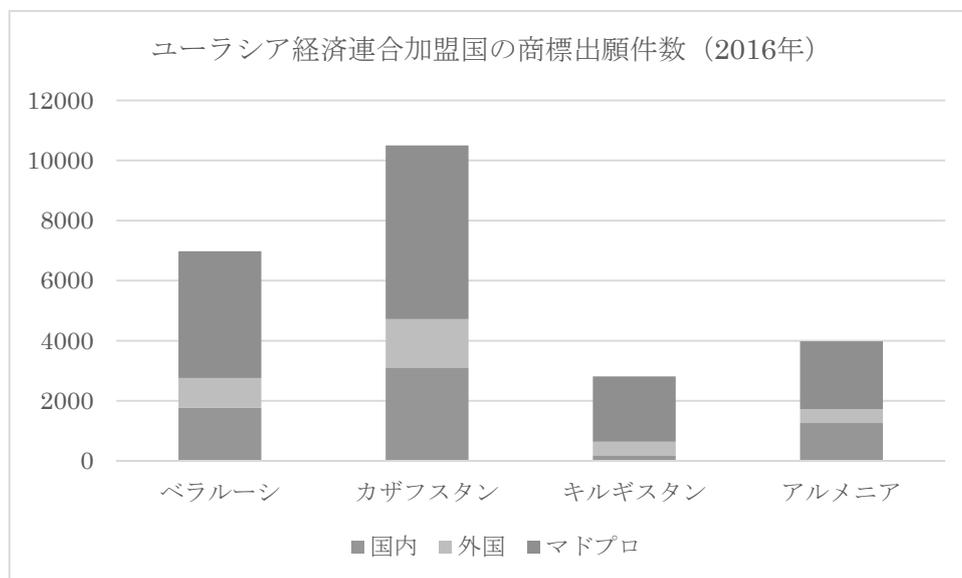
商標所有者は、その商標についてユーラシア連合商標登録または国内商標登録、あるいはその両方の登録をすることが出来る。

EAEU加盟国では、それぞれ独自の商標法が施行されているが、ユーラシア連合商標制度の円滑な運用のために、その法制度の調和化が図られている。

登録取消理由となる商標不使用の期間は登録日から3年間であるが、アルメニアは5年であるので、この期間は近いうちに3年に改正されると思われる。

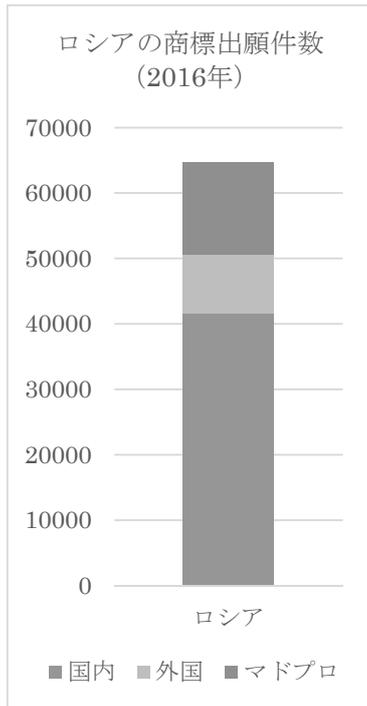
その他、以下のような相違点が存在している。

- 1) 著名商標の保護期間について、カザフスタン以外の加盟国では期間の制限はないが、カザフスタンでは、その著名商標証明書の有効期間が10年とされ、その商標が著名であることを再度証明すれば、さらに10年の更新が認められることになっている。
- 2) カザフスタン及びベラルーシでは、商標保護期間の満了又は終了後に、同一商標を他人が登録することを禁止する規定があるが<sup>9</sup>、他の加盟国ではこのような規定がない。
- 3) 各加盟国はそれぞれ審査期間を法律で定めているが、この期間はまだ国ごとに異なっている<sup>10</sup>。ユーラシア連合商標出願は、それぞれの国で実体審査されるので、この審査期間は統一されることが望ましい。



9 カザフスタンでは1年間、ベラルーシでは6ヵ月経過後でなければ登録できない。

10 法廷審査期間として、カザフスタンでは9ヶ月、キルギスタンでは12か月と定められている。また、方式審査期間は、ロシア、アルメニアでは1か月とされている。現在の商標審査期間は、ロシアでは平均12ヶ月、ベラルーシでは約24ヶ月と区々である。



## 【今後の動向】

EAEUにおいては、主要部門で協調政策がとられており、医療分野では、医薬品、医療機器の販売規則の共通化が図られ、医療市場の統一化が進展している。このプロジェクトは、医療分野に関係する企業の新たな特許、商標戦略を必要とすることになるであろう。

ユーラシア経済委員会では、EAEU加盟国の知的財産法体系を調和させ、EAEU内での知的財産権の保護、エンフォースメント及び利用の体系を整備し、競争力を高める政策が進められている。これにより、EAEUへの投資の魅力がより高まるであろう。

### ユーラシア特許条約 (EAPC : Eurasian Patent Convention)

旧ソ連構成国の経済、科学及び技術の統合を目指して1995年に作られた広域特許条約。条約に基づき、ユーラシア特許庁が設立され、ユーラシア特許出願の審査、登録、異議申し立ての管理が行われている。単一の特許出願手続きで、すべての加盟国で有効なユーラシア特許権を取得することが出来る。

(加盟国の一覧)

国名	EAU TM	EAPC
ロシア	○	○
カザフスタン	○	○
ベラルーシ	○	○
キルギス	○	○
アルメニア	○	○
タジキスタン	X	○
アゼルバイジャン	X	○
トルクメニスタン	X	○